

令和8年5月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

5 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数 (令和8年3月分)	・・・	1
2. 香川県トラックドライバー・コンテストの開催について	・・・	5
3. 乗務員向け講習会のご案内	・・・	8
4. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・・・	11
5. 4月1日付 四国運輸局人事異動 (香川県関係のみ)	・・・	14
6. 5月は『トラック運送業界の美化月間』です!	・・・	15
7. 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて	・・・	16
8. 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する 政令等 (個人事業主等関係) の施行について	・・・	20
9. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・・・	36
10. 会員名簿の変更について	・・・	37

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っていません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和8年3月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和8年3月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和8年3月の運賃指数の概要

1. 令和8年3月の運賃指数は、前月比6ポイント増、前年同月比1ポイント減の142となった。
2. 3月末現在の求車登録件数は、166,731と前年同月比27,354減(14.1%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,653
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	288,758

※令和7年度は令和8年3月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

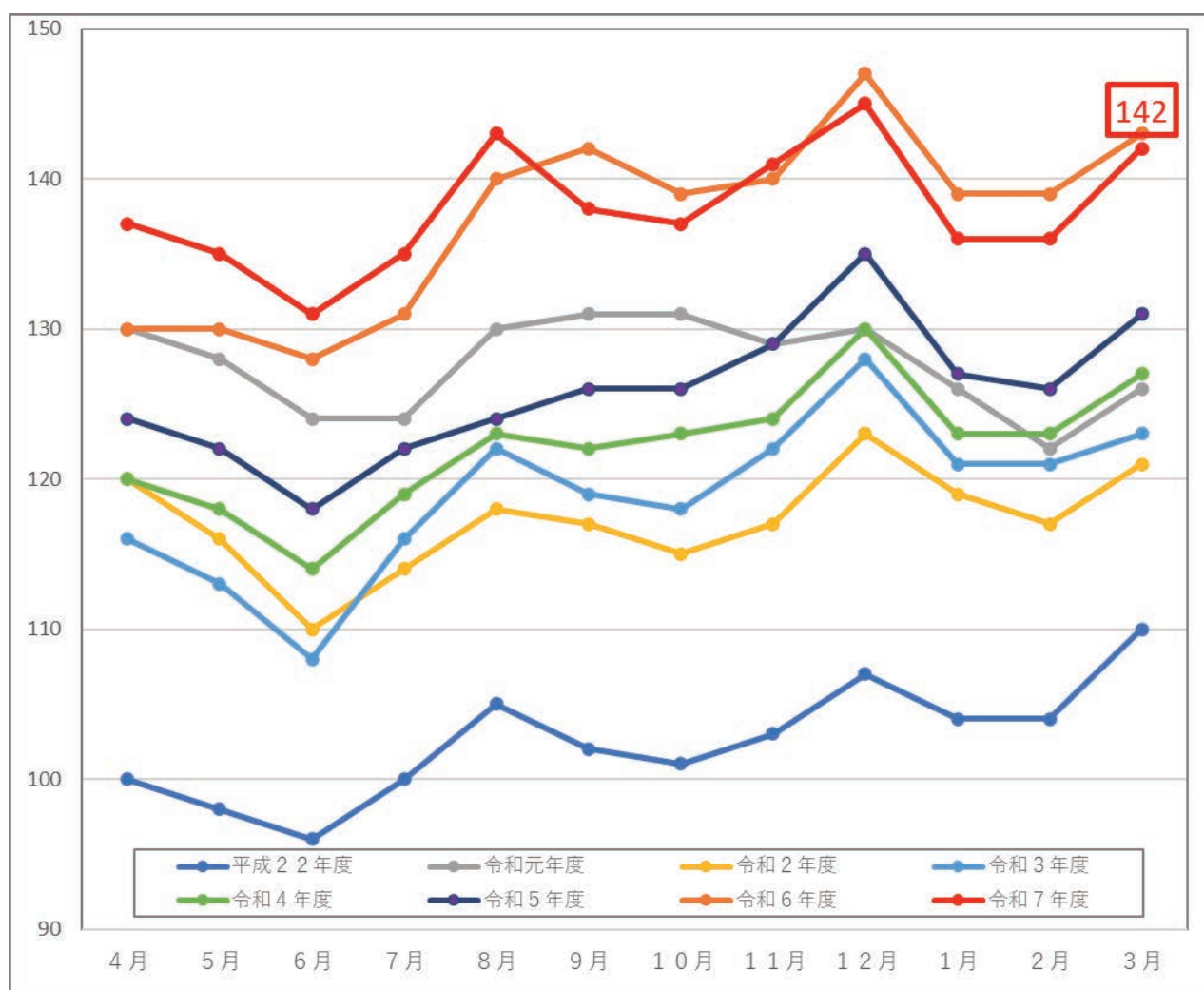
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,916,456	1,658,809

荷物情報 (求車)	令和8年3月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	166,731	-27,354	-14.1%	43,002	34.8%
成約件数	25,395	-275	-1.1%	2,808	12.4%
成約率	15.2%	2.0ポイント	—	-3.0ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	143
令和7年度	137	135	131	135	143	138	137	141	145	136	136	142

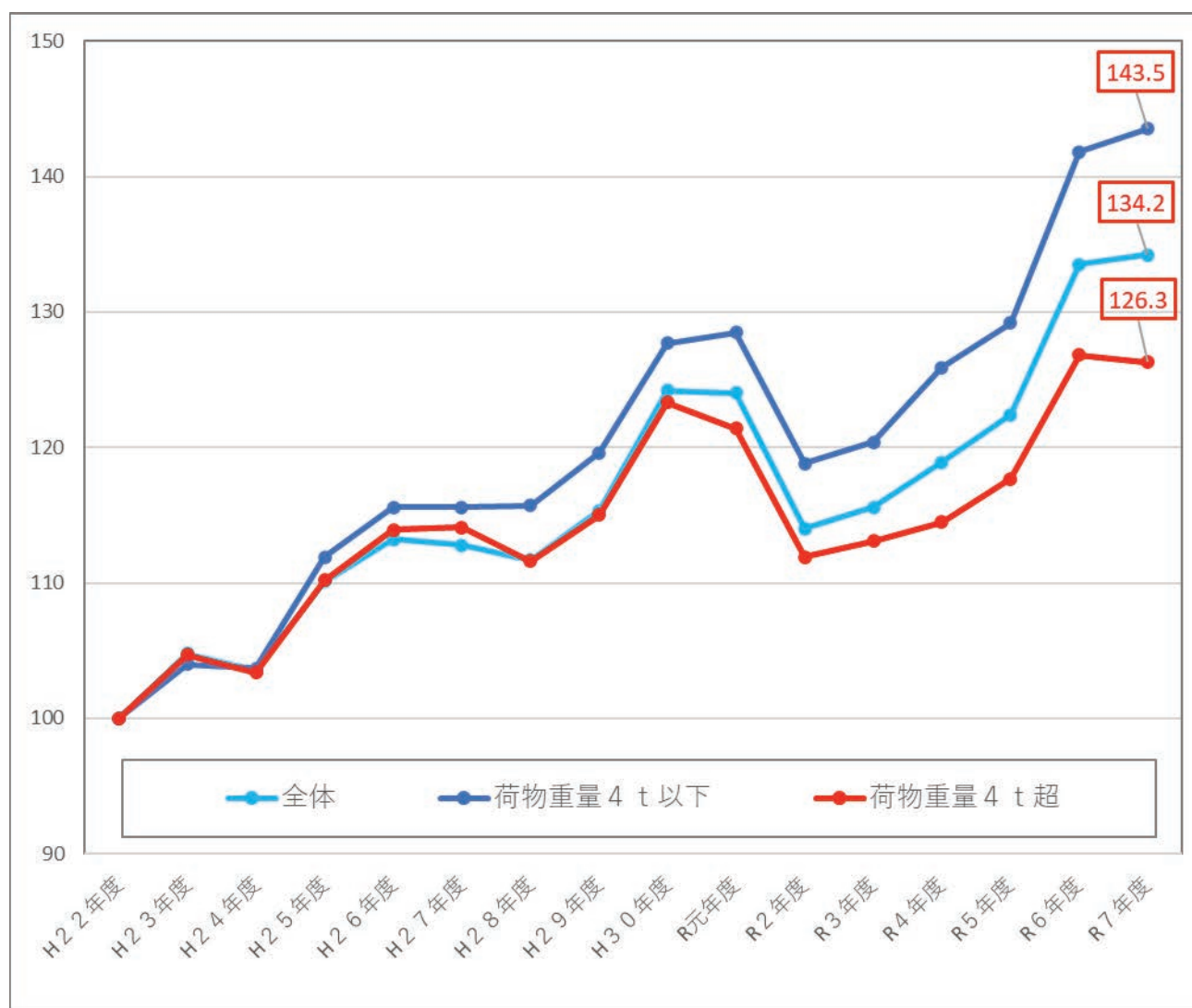


※グラフは平成23年度～平成30年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	133.5	134.2
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	141.8	143.5
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.8	126.3



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 戸塚
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL03-3357-6068

令和8年4月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和8年度香川県トラックドライバー・コンテストの開催について
(出場選手募集)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、トラックドライバーの関係法令や車両構造の専門的な知識、運転技能を競い合う標記コンテストを次のとおり開催することといたしました。

つきましては、参加をご希望される事業者は競技内容及び参加資格をご確認の上、お申し込みください。

敬具

記

1. 実施日 令和8年6月21日(日)9:00 開会(受付8:30から)
※雨天決行。なお、台風等実施が困難と予測される場合は、
6月28日(日)に延期いたします。
2. 会 場 高松自動車学校(高松市上天神町646番地)
3. 競技内容 学科(交通法規・構造・運転常識)
実科(日常点検・運転技能)
※実科競技のうち日常点検は、競技当日に示す指定点検項目について点検動作の審査を行います。

4. 参加資格 次の内容を必ずご確認のうえお申し込みください。
- ①会員事業所の在籍従業員であって、推薦時において過去3年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去1年間無事故、無違反であること。
 - ②全国大会で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞の受賞者及び各部門を通じて全国大会に2回出場していないこと。
(但し、平成12年度以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数はこれに含めない。)
5. 注意事項 無資格の方、参加申込日から大会当日までの間に事故を起こされた方及び違反を犯された方の入賞については取り消しとなります。
6. 申込方法 令和8年5月18日(月)までに別紙申込書類をファックスにてお送りください。
送信先FAX番号 087-821-4974
7. その他
- ・参加資格を審査するため、事務局にて運転経歴証明書の申請を行います。後日、運転記録証明書交付申請書を送付いたしますので、必要事項を記載し、本人の承諾を得た上でご返信ください。
 - ・トレーラ部門の参加者が少数の場合の実科競技は大型車(10t車)を使用します。
8. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会(担当 白井)
電話番号 087-851-6381 FAX番号 087-821-4974

令和8年度 香川県トラックドライバー・コンテスト申込書

一般社団法人 香川県トラック協会長 殿

当社は、当社在籍である次の者を貴会主催コンテストに申し込みいたします。

(事業者名等を記載ください。)

会社名・営業所名	
(申込担当者)	(役 職)
電話番号 F A X 番号	(電 話) (F A X)
メールアドレス	

(出場を希望される方について記載ください。)

1	ふりがな 氏 名		所属営業所名
	生年月日	西暦 年 月 日 / 性別 男・女	
	出場希望部門 (○印を記載ください)	・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門 女性部門のみ ・ 2 トン部門 ・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門	
2	ふりがな 氏 名		所属営業所名
	生年月日	西暦 年 月 日 / 性別 男・女	
	出場希望部門 (○印を記載ください)	・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門 女性部門のみ ・ 2 トン部門 ・ 4 トン部門 ・ 1 1 トン部門 ・ トレーラ部門	

事務連絡
令和8年5月1日

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
5. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催日程表

（注意事項）

- ・受付時間は開催時刻の30分前からを予定しております。
- ・サンダル履きでの講習参加はご遠慮いただいております。
- ・お申し込みをいただいた場合でも、天候や申込者数によっては急きょ中止となる場合があります。予めご了承ください。

○乗務員一般講習（開催回数 5回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所
6月27日(土)	第261回	9:00~12:00	会場 安全研修センター
	第262回	13:30~16:30	住所 高松市福岡町3丁目3-6
8月22日(土)	第263回	9:00~12:00	会場 ユープラザ うたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜六番丁88
9月12日(土)	第264回	9:00~12:00	会場 安全研修センター
	第265回	13:30~16:30	住所 高松市福岡町3丁目3-6

○乗務員ステップアップ講習（開催回数 2回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所
10月24日(土)	第128回	9:00~12:00	会場 安全研修センター
	第129回	13:30~16:30	住所 高松市福岡町3丁目3-6

令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 御中

(申込FAX番号 087-821-4974)

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）申込書

事業者名・営業所名	(申込担当者名)
-----------	----------

【受講希望者情報】(各項目について漏れなくご記載ください。)

※修了証を発行いたします。氏名の誤りがないようお申し込みください。

	氏名	生年月日	通算トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 6月27日(土) 第261回(AM) ・ 第262回(PM) 8月22日(土) 第263回(AM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 6月27日(土) 第261回(AM) ・ 第262回(PM) 8月22日(土) 第263回(AM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
	参加希望講習 (○印記入)	一 般) 6月27日(土) 第261回(AM) ・ 第262回(PM) 8月22日(土) 第263回(AM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		

令和 8 年 5 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・8 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和8年 4月 9日(木)	第5回 10月 8日(木)
第2回 6月 4日(木)	第6回 12月 3日(木)
第3回 7月 9日(木)	第7回 令和9年 1月28日(木)
第4回 9月10日(木)	第8回 2月 4日(木)

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和8年 5月21日(木)	第5回 令和8年 1月21日(木)
第2回 7月 2日(木)	第6回 3月 4日(木)
第3回 9月17日(木)	
第4回 11月26日(木)	

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和8年 4月 9日 (木)		10月 8日 (木)
	6月 4日 (木)		12月 3日 (木)
	7月 9日 (木)		令和9年 1月28日 (木)
	9月10日 (木)		2月 4日 (木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
	令和8年 5月21日 (木)		令和9年 1月21日 (木)
	7月 2日 (木)		3月 4日 (木)
	9月17日 (木)		
	11月26日 (木)		

※開講時間は、9：30～17：00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

<u>会社名</u>			
<u>会社住所</u>	〒		
<u>電話番号</u>		<u>FAX番号</u>	
<u>担当者名</u>		<u>役 職</u>	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

令和8年4月1日付 四国運輸局人事異動（香川県関係職のみ）

新	職名	旧
野崎典明	総務部長	谷本昌啓
岡村洋祐	総務部会計課長	渡部和明
山崎良太	総務部安全防災・危機管理課長	山本圭
山本美恵子	総務部広報対策官	岡村洋祐
村上哲也	交通政策部次長	目戸孝憲
岡崎北斗	交通政策部交通企画課長	片庭浩輔
上戸康弘	観光部長	鎌倉崇
横田直子	観光部観光企画課長	福島史晃
櫛田哲也	観光部国際観光課長	横田直子
樋口朋宏	観光部観光地域振興課長	櫛田哲也
谷本昌啓	自動車交通部長	竹内宏幸
山本圭	自動車交通部首席自動車監査官	竹藪美江
山本修一	自動車技術安全部整備・保安課長	植田純平
植田純平	自動車技術安全部技術課長	遠藤進
日浅圭介	自動車技術安全部保安・環境調整官	山本修一
目戸孝憲	香川運輸支局長	黒川博之
奈良昇治	香川運輸支局首席技術専門官（検査整備保安部門）	弘光正幸
竹藪美江	独立行政法人自動車技術総合機構四国検査部管理課長	村上哲也

トラック運送業界

美化月間5月

ゴミは持ち帰ろう！

キャンペーン



全日本トラック協会と都道府県トラック協会では、5月を「トラック運送業界の美化月間」とし、ゴミの不法投棄（ポイ捨て）対策として「ゴミは持ち帰ろう！」キャンペーンを実施します。

車内のゴミは持ち帰りましたか？

業務後点呼時にひと声！



(公社)全日本トラック協会
「ゴミのポイ捨て対策」
ウェブサイト

各事業所においては、業務後点呼の際にドライバーにひと声かけて車内ゴミの不法投棄（ポイ捨て）防止に取り組みましょう。

(公社) 全日本トラック協会／都道府県トラック協会

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

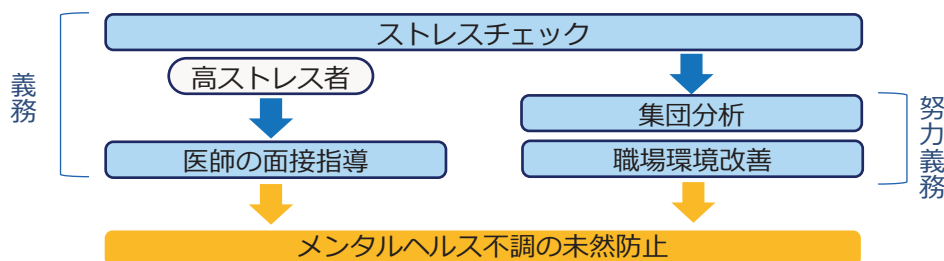
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

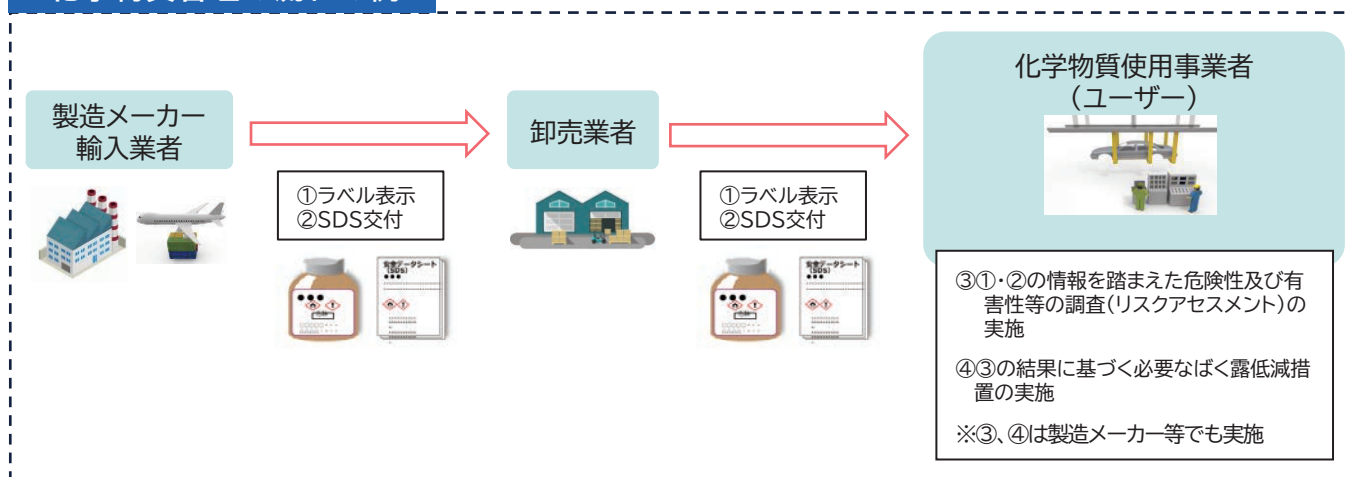


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等: 当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

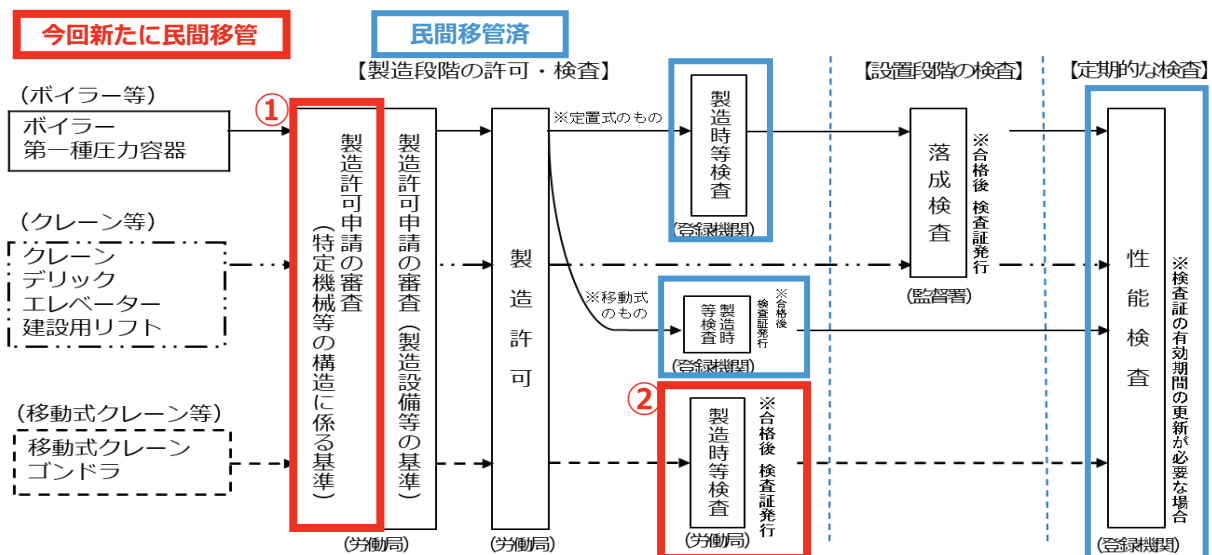
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



香労発基 0410 第 3 号
令和 8 年 4 月 10 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
香川県支部長 殿

香川労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の
一部を改正する政令等（個人事業主等関係）の施行について

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、今般、改正法の一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 361 号。以下「整備政令」という。）が令和 7 年 10 月 31 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 3 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 1 月 20 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 44 号。以下「整理告示」という。）が令和 8 年 2 月 20 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなっています。

これを踏まえ、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達を、別添のとおり作成しました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について御理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の
一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）については、令和7年5月14日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発0514第1号をもって通達したところであるが、今般、改正法の一部が令和8年4月1日から施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和7年政令第361号。以下「整備政令」という。）が令和7年10月31日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第3号。以下「整備省令」という。）が令和8年1月20日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和8年厚生労働省告示第44号。以下「整理告示」という。）が令和8年2月20日にそれぞれ公布され、いずれも令和8年4月1日に施行又は適用されることとなっている。

については、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、今回の改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の要点

I 改正法関係

1 労働災害防止に関する措置への協力（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第4条関係）

本条に基づく労働者の労働災害防止のための必要な事項の遵守のほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置への協力の努力義務について、労働者と同一の場所で仕事の作業に従事する労働者以外の者にも課すこととしたこと。

2 労働災害防止計画に係る勧告等（安衛法第9条関係）

個人事業者（事業を行う者で労働者を使用しないものをいう。以下同じ。）やその団体についても、本条による勧告又は要請の対象に含めることとしたこと。

3 元方事業者が講ずる措置の対象者（安衛法第15条第1項及び第3項並びに安衛法第15条の3関係）

安衛法第15条第1項の特定元方事業者が、統括安全衛生責任者に行わせる統括管理の対象について、特定元方事業者又は関係請負人の労働者に加え、これらに係る労働者以外の作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）を含めることとしたこと。

建設業の元方事業者が、店社安全衛生管理者に行わせる統括管理の対象についても同様であること。

4 労働者以外の作業従事者に対する救護に係る二次災害の防止（安衛法第25条の2関係）

爆発、火災等が生じた場合の救護に伴う二次災害を防止するため、ずい道等の建設の仕事等を行う事業者は、労働者に加え、労働者以外の作業従事者を救護する場合にも備え、必要な事前の措置を講じなければならないものとしたこと。

5 事業者が講ずる措置に応じて労働者及び労働者以外の作業従事者が講ずべき措置（安衛法第26条、第27条関係）

建設アスベスト国家賠償訴訟最高裁判決（令和3年5月。以下「最高裁判決」という。）等を踏まえ、安衛法第20条から第25条まで及び第25条の2第1項に基づき事業者が講ずる措置への遵守義務を、労働者以外の作業従事者にも課すこととしたこと。

6 元方事業者（安衛法第29条～第30条の3関係）又は注文者（安衛法第31条～第31条の3関係）が措置を講ずべき場面の拡充

元方事業者又は注文者が講ずべき措置の対象に、第1の3と同様の観点から、労働者と同一の場所で仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者を含めることとしたこと。これにより、労働者に加え、労働者以外の作業従事者が建設業等の仕事の作業を行う場合も、安衛法第30条に基づく措置義務の対象となるなど、元方事業者又は注文者が講ずべき措置の対象範囲の拡充が図られたものであること。

なお、安衛法第31条の2については改正を行っていないが、注文者が個

人事業者に対して仕事を注文する場合も、当該個人事業者が更に労働者を使用する事業者の仕事に請負わせる可能性があることから、注文者は、当該個人事業者に対し、同条に基づく措置を講じる義務があることに留意すること。

7 注文者による違法な指示の禁止（安衛法第31条の4関係）

注文者による違法な指示の禁止について、その適用の場面を、注文者の指示に従って請負人に係る作業従事者が作業を行った場合に拡大することとしたこと。

8 元方事業者等が講ずる措置の遵守等（安衛法第32条関係）

元方事業者等が講ずる措置の対象拡大に伴い、作業従事者に係る請負人は、当該措置に応じた必要な措置を講じ、元方事業者等の指示に従わなければならないこととしたこと。また、作業従事者は、当該措置の実施を確保するため、必要な事項を守り、元方事業者等の指示に従わなければならないこととしたこと。

9 機械等貸与者の講ずべき措置（安衛法第33条関係）

機械等を貸与する者が当該機械等による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない場面について、事業者に貸与する場合だけでなく、個人事業者も含めた事業を行う者に貸与する場合としたこと。

10 建築物貸与者の講ずべき措置（安衛法第34条関係）

建築物を貸与する者が当該建築物による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない場面について、事業者に貸与する場合だけでなく、個人事業者も含めた事業を行う者に貸与するとき（一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除く。）としたこと。

11 作業従事者による申告（安衛法第97条関係）

労働者以外の作業従事者にも、事業場において、当該作業従事者の作業に関係する安衛法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長等に申告して是正のため適切な措置をとるように求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととしたこと。

12 都道府県労働局長及び労働基準監督署長の命令等（安衛法第98条及び第99条関係）

都道府県労働局長又は労働基準監督署長が労働災害を防止するために事業者等に対して行う使用停止等の命令について、その実効性を確保する観点から行う命令の対象に、労働者以外の作業従事者及び機械等の貸与を受けている者を加えるとともに、安衛法第99条第1項の命令の対象を、個人事業者を含む「事業を行う者」に拡大し、併せて同条第2項に基づき必要な事項を命ずることができる対象に労働者以外の作業従事者を加えたものであること。

II 整備政令関係（労働安全衛生法施行令関係）

1 統括安全衛生責任者等の選任に係る基準の見直し（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第7条第2項関係）

統括安全衛生責任者等の選任を要しない事業場の基準を、労働者の数ではなく、作業従事者の数としたこと。

2 機械等貸与者が講ずべき措置に係る対象機械等の拡大（安衛令第10条関係）

機械等貸与者が労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならない機械等に、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加えることとしたこと。

3 建築物貸与者が講ずべき措置に係る対象建築物の拡大（安衛令第11条関係）

建築物貸与者が労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならない建築物について、事務所又は工場の用に供される建築物から、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物に対象を拡大することとしたこと。

III 整備省令関係（労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則、石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、高気圧作業安全衛生規則、電離放射線障害防止規則、酸素欠乏症等防止規則、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令、粉じん障害防止規則、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則関係）

1 改正法により改正された規定に基づく委任省令に係る規定の一部改正

(1) 改正法により、安衛法第30条等に基づき元方事業者等が実施すべき措

- 置の対象が「労働者」から「作業従事者」に拡大されたことを踏まえ、「関係請負人の労働者」とあるのを、「関係請負人に係る作業従事者」と改める等の改正を行ったこと。（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第113号。以下「安衛則」という。）第18条の5等関係）
- (2) 改正法により、機械等貸与者が機械等を個人事業者に貸与した場合についても措置義務の対象とされたことを踏まえ、「他の事業者に貸与」とあるのを、「事業を行う者に貸与」と改める等の改正を行ったこと。（安衛則第665条等関係）
- (3) 改正法により、建築物貸与者が建築物を「個人事業者」に貸与した場合についても措置義務の対象とされたことを踏まえ、「貸与を受けた事業者」とあるのを、「貸与を受けた事業を行う者」と改める等の改正を行ったこと。（安衛則第671条等関係）
- 2 最高裁判決を踏まえた改正省令（令和4年厚生労働省令第82号及び令和6年厚生労働省令第80号。以下「最高裁判決を踏まえた改正省令」という。）に係る規定の一部改正
- (1) 改正法により、「事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者」として、「作業従事者」が新たに位置付けられたことを踏まえ、「作業に従事する者」を「作業従事者」と改めたこと。（安衛則第24条の6等）
- (2) 改正法により、労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合に、保護又は規制の対象とされたことを踏まえ、特定の作業場において、労働者以外の作業従事者が危険が発生するおそれのある箇所に入り込むことを禁止する措置等について、その場面を明確化したこと。（安衛則第151条の50等）
- (3) 改正法により、「請負人」等について、事業主体と作業主体を明確に書き分けたことを踏まえ、作業主体を指す「請負人」を「請負人に係る作業従事者」に改めること。（鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第32条等関係）
- 3 「今後の安全衛生対策について」（建議）（令和7年1月17日付け労審発第1650号）を踏まえた対策の強化のための一部改正
- 建築物貸与者が貸与する建築物のうち、貸与を受けた二以上の事業を行う者に専ら使用させる部分以外の部分について、労働災害防止に必要な措置を新たに規定したこと。（安衛則第679条等）
- 4 その他所要の改正
- 安衛法第30条及び第32条に基づき、特定元方事業者や関係請負人が講ずべき措置を規定している安衛則第635条等について、安衛法第30条第2項

又は第3項に基づき指名を受けた事業者や、指名を受けた事業者以外の請負人が講ずべき措置が明確となるよう、準用規定を設ける等所要の改正を行ったこと。また、安衛法第30条の2第2項及び第30条の3第2項によって準用する第30条第2項に基づく指名、第30条の2第3項及び第30条の3第3項に基づく指名についても同様に所要の改正を行ったこと。(安衛則第642条の4、第643条の6の2、第643条の8等関係)

IV 整理等告示

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第68条第1項第3号の規定をⅢの1(1)及び4のとおり改正したことに伴い、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第68条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間(平成21年厚生労働省告示第143号)においても同様の改正を行ったこと。

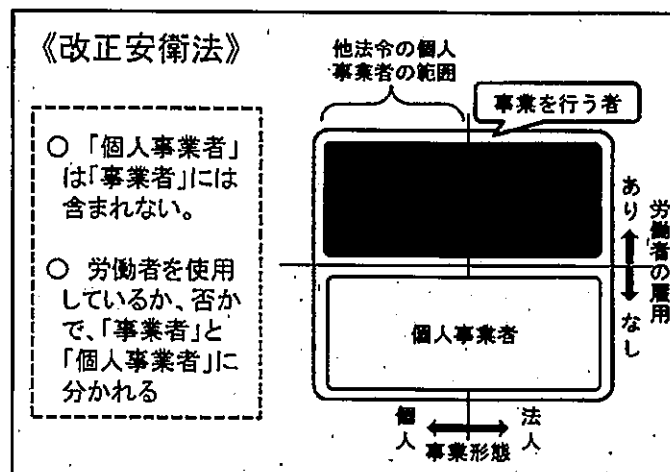
第2 細部事項

1 共通事項

(1) 個人事業者の範囲

① 他法令との定義の違い

他法令では、事業を行う者が個人事業者に該当するか否かは、法人か否かで判断される場合が多いが、安衛法において「個人事業者」とは、「事業を行う者であって、労働者を使用しないもの」と定義されており、法人であるか否かは問わず、労働者を使用するか否かで判断することとなること。これらの関係を図示すれば次のとおりとなること。



② 特定受託事業者への適用

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）に基づく「特定受託事業者」は、業務委託の相手方である事業者であつて、当該業務を行うに当たり従業員を使用しないものとされているため、基本的には、安衛法上の「個人事業者」に該当し、同法に基づく「特定受託業務従事者」も安衛法上の「個人事業者である作業従事者」に該当するため、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する場合には、安衛法の各種措置が適用されることとなること。

ただし、「特定受託事業者」の要件にある「従業員」の範囲は、「週の所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上雇用が見込まれる労働者」とされているため、これに該当しない「従業員」を使用している場合には、「特定受託事業者」には該当するが、安衛法上の「個人事業者」には該当せず、「事業者（事業を行う者で労働者を使用するもの）」に該当することとなる点に留意すること。

③ 家内労働者及び補助者への適用

家内労働法（昭和45年法律第60号）に基づく「家内労働者」は、「物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの」と、「補助者」は、「家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者」と定義されているが、安衛法上、適用除外の対象とはされていないため、家内労働者は臨時的に労働者を使用する場合を除き、原則「個人事業者」に該当し、家内労働者及び補助者は「作業従事者」に該当する。このため、労働者と同一の場所においてこれらの者が仕事の作業に従事する場合には、家内労働法と安衛法の各種規定が重畳して適用されることとなること。

家内労働法と安衛法の適用関係については、それぞれの法令に基づく規制内容や規制の水準に応じて以下のような関係となること。

ア ある事項について同様の目的から両法に基づく規定が定められている場合、水準が高い方の規定に基づく措置を講じれば、もう一方の規定に基づく措置を実施したことになる（同一水準の場合も同様）。

イ 両法に基づき類似の規定が定められているが趣旨・目的が異なる場合、それぞれの規定に基づく措置を実施する必要がある。

ウ 一方の法律のみに規定が定められている場合、当該法律の規定に

基づく措置を実施する必要がある。

なお、記の第1のIのIIに掲げる作業従事者による申告制度については、上記イに該当するものであり、家内労働法第32条第1項は、委託者による同法又は同法に基づく命令への違反について、家内労働者又は補助者に申告権を認めるものであり、家内労働関係における適正な労働条件の確保を目的とする制度である一方、安衛法第97条第1項は、作業従事者に対し、事業場における同法又はこれに基づく命令への違反について申告し、是正を求めることを認めるものであり、労働災害防止を目的とする制度であることから、家内労働法及び労働安全衛生法の双方が適用される場合には、いずれか一方の申告制度の行使をもって他方の申告制度の行使が排除されるものではないこと。当該場合においては、是正を求める違反内容が、家内労働法に基づくものか、労働安全衛生法に基づくものかに応じて、それぞれの申告制度が適用されるものであり、必要に応じて、両法に基づく申告が行われることもあり得るものであること。

(2) 「労働者と同一の場所」の範囲

改正法では、個人事業者等が措置を講ずべき場面や労働者以外の作業従事者が事業者、注文者等の講ずる措置の保護対象となる場面は、労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する場合に限定されている。

これは、労働者以外の作業従事者が当該場所において作業を行うことにより、労働者に危害を及ぼすおそれがあること等に着目し、既存の労働災害防止対策に、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の作業従事者をも取り込み、労働者のみならず、労働者以外の作業従事者による災害の防止を図ることとしたものである。

そのため、ここでいう「労働者と同一の場所」とは、当該場所に存在する危険性又は有害性等により、労働者以外の作業従事者と労働者が共通して、危険又は健康障害を生ずるおそれを受ける状態にある場所の範囲をいうものである。その判断は、屋内外を問わず、原則として、物理的に同一の空間において、労働者及び労働者以外の作業従事者の作業が同時に行われる場所をいうものであり、典型的には、労働者による作業が通常行われている作業場が対象になるものであること。

ただし、「労働者と同一の場所」の範囲は、必ずしも同一の区画又は階層に限定されるものではなく、当該場所で行われる作業が周囲に及ぼす影響や、それぞれの規定が目的とする保護法益に照らし、個別具体的に判断されるべきものであること。なお、当該影響が物理的又は時間的に遮断されている場合についてまで対象とするものではないこと。

一方、通常は労働者が作業を行っているが、一時的に作業場所に不在であることのみをもって、直ちに「労働者と同一の場所」に該当しないと判断すべきものではないこと。

なお、法第15条等における「一の場所」については、その範囲についての考え方が異なるものであること。

例えば、次のような場所が「労働者と同一の場所」に含まれること。

- ① 同一空間で同時に作業が行われる場所
 - 物流倉庫の荷捌き場において、労働者と労働者以外の作業従事者により、同一のフォークリフト作業区域内で荷役作業が同時に行われる場所
 - 工場の製造ラインにおいて、労働者と労働者以外の作業従事者により、同一の建屋内で同一設備を用いて同時に作業が行われる場所
- ② 同一空間を超えて、危険性又は有害性等が及ぶおそれのある作業が行われる場所（同一の敷地内であっても、完全に区画された別棟での作業など、物理的に遮断され、危険性又は有害性等が及ぶおそれのない作業が行われる場所を除く。）
 - 同一建物内の異なる階層又は区画で作業している場合であって、一の階層又は区画で発生した爆発、火災、有機溶剤、粉じん等が他の階層又は区画に影響を及ぼすおそれのある作業が行われる場所
 - 林業の伐採現場において、労働者が伐倒作業を行う区域と、労働者以外の作業従事者が集材又は造材作業を行う区域が区画上は分かれているものの、伐倒木の倒伏方向、転落木、飛散物又は重機の旋回範囲等によっては、危険を及ぼすおそれのある作業が行われる場所
- ③ 労働者と同時に作業を行うものではないが、時間的に近接し、危険性又は有害性等が残存するおそれのある作業が行われる場所（作業と作業の間に十分な時間が空いており、時間的に遮断され、危険性又は有害性等が及ぶおそれのない作業が行われる場所を除く。）
 - 労働者以外の作業従事者が有機溶剤を使用し退出した後、十分な換気がなされないまま、同一場所において労働者による内装作業が行われる場所
 - 労働者以外の作業従事者が危険物の取扱作業の終了後、退出し、爆発性雰囲気が残存しているおそれがある状態で、労働者による他の作業が行われる場所

(3) 労働者以外の作業従事者が「労働者と同一の場所」以外の場所で就業

する際の改正法に基づく措置と同様の措置の推奨

個人事業者等が、安衛法上の措置を講ずべき場面は、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する場合に限定されているため、労働者以外の作業従事者が、労働者と同一の場所以外の場所において仕事の作業に従事する場合には、当該就業については、改正後の安衛法に基づく措置義務又は遵守義務が適用されないこと。

しかしながら、労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所以外で就業する場合であっても、作業の内容、使用する機械、取扱う物質等によっては、労働者以外の作業従事者自身や、労働者以外の者であって、周囲で作業を行う作業従事者が被災する災害が発生するおそれがあることには変わりはないほか、作業の進捗や作業内容の変更等により、急遽、労働者と同一の場所で作業を行う必要が生ずることもある。

このため、労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所以外で就業する場合においても、事業者、注文者その他関係者においては、改正法に基づき労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所で就業する場合に講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該就業実態に応じて、可能な範囲で同様の措置を講じておくことが望ましいこと。

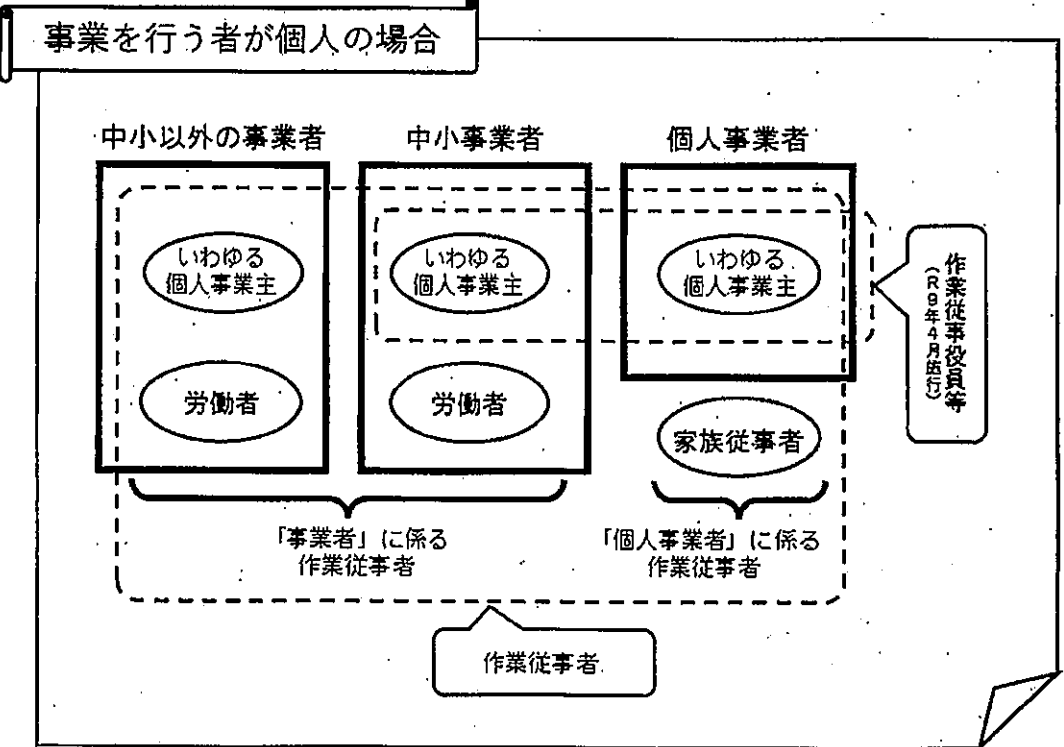
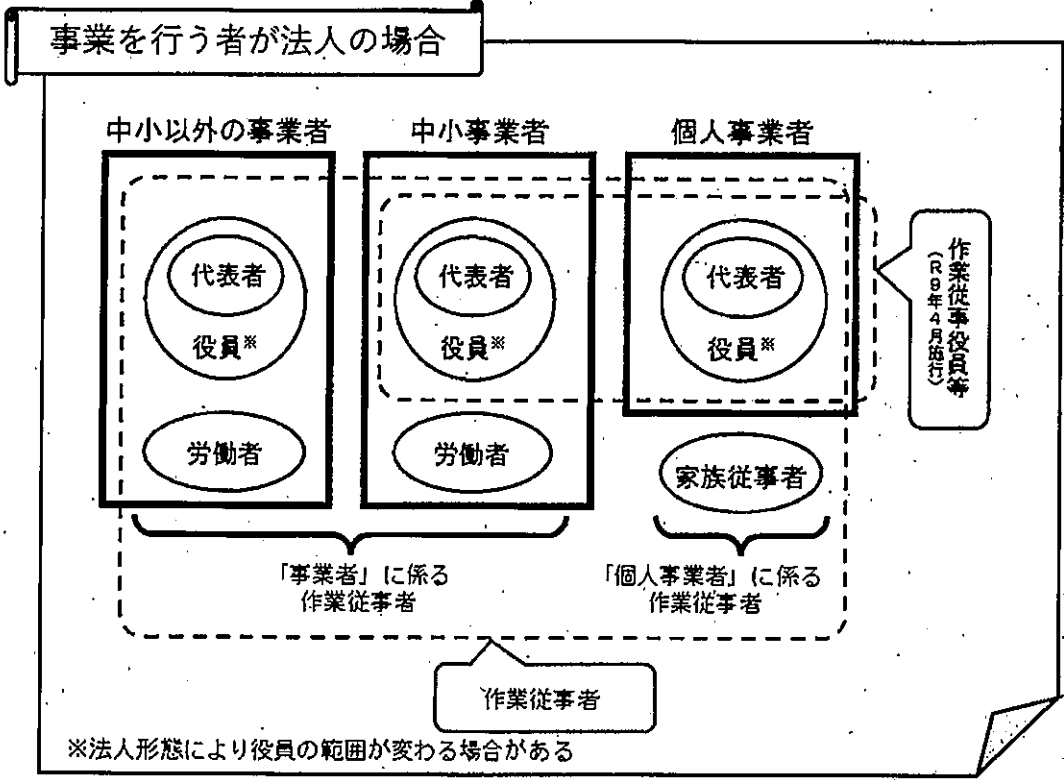
(4) 「作業従事者」の範囲

「作業従事者」とは、作業の内容如何にかかわらず、事業を行う者が行う仕事の作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいうこと。「作業従事者」に該当するか否かの判断に当たっては、契約形式等にかかわらず、実際に当該現場において仕事の作業を行っているかどうかを基準として、個別具体的に判断されるものである。例えば、次に掲げる者が含まれ、下図のとおりであること。

- ① 事業者（当該事業者が元方事業者、関係請負人等に当たる場合を含む。以下この項目において同じ。）の労働者
- ② 事業者又は個人事業者（当該個人事業者が元方事業者、関係請負人等に当たる場合を含む。以下この項目において同じ。）が法人である場合の代表者又は役員
- ③ 法人でない事業者又は個人事業者のいわゆる個人事業主
- ④ 個人事業者の家族従事者

一方で、見学者等当該場所に立ち入るものの、作業は行わないものは、通常は作業従事者には該当しないことに留意すること。

また、「A（※Aは事業を行う者である。）に係る作業従事者」とは、当該Aが行う事業の仕事の作業に従事する者をいい、代表者、役員、労働者等の属性は問わないものであること。



2 最高裁判決を踏まえた改正省令による罰則の適用 (安衛法第26条関係)

及び労働災害防止に関する措置への協力（安衛法第4条関係）

最高裁判決を踏まえた改正省令により、作業従事者は、事業者が立入禁止措置等を講じた際に当該措置を遵守する義務が課されたが、安衛法第26条の改正により、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者も同条の適用対象とされたことから、令和8年4月1日以降は、労働者以外の作業従事者にも同条違反に係る罰則が適用されるものであること。

なお、最高裁判決を踏まえた改正省令に係る規定について、労働者と同一の場所に適用されることを明確化する趣旨での改正を行っているが、当該改正は、改正前と改正後とで適用範囲を変える趣旨のものではないこと。

また、上記遵守義務のほか、改正後の安衛法第4条により、労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所で仕事の作業に従事するものは、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならないこととされている。

最高裁判決を踏まえた改正省令では、事業者が特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要な保護具を使用する必要があること等を周知させなければならないこととされた。このため、事業者から請負人が保護具の使用等について周知を受けた場合には、当該請負人に係る作業従事者は、安衛法第4条に基づく労働災害防止に関する措置への協力の一環として、事業者から請負人に対して周知された内容を実践することが重要であること。

3 機械等貸与者等の講ずべき措置（安衛法第33条関係）

(1) 機械等貸与者が講ずべき措置に係る対象機械等の拡大について（安衛令第10条関係）

近年の作業実態や労働災害の発生状況を踏まえ、従来の対象機械等と同様に、機械等貸与者がリースすることが一般的で、不特定の場所に自走する機械であって、運転の業務に際して必要な資格等が定められ、一定の労働災害が発生しているものとして、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを追加するものであること。

(2) 「労働者と同一の場所」を構成要件として規定しないことについての考え方

安衛法第33条第1項に基づく措置義務については、改正法の他の規定と異なり、「労働者と同一の場所」を構成要件として規定していないが、これは、機械等貸与者が貸与をする段階において、貸与を受ける者が事業者であるか個人事業者であるか、個人事業者である場合には貸与した機械等

を労働者と同一の場所で使用するか否かを確認することは困難であり、当該確認のための負担と、同項に基づき機械等貸与者が講ずべき措置による負担を比較考慮し、貸与された機械等による労働災害防止に万全を期すため、事業を行う者に機械等を貸与する場合には、一律に必要な措置の実施を義務付けることとしたものであること。

(3) 貸与先で機械等を操作する者が「その使用する労働者でないとき」に該当する範囲

安衛法第33条第2項における「その使用する労働者でないとき」とは、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者と操作者との間に労働契約関係がなく、指揮命令下でない場合をいうものをいい、同条第1項の改正により、貸与先が個人事業者を含めた事業を行う者に広がったことに伴い、対象となる者として、例えば、次に掲げる者が新たに含まれることとなったこと。

- ① 貸与を受けた事業を行う者の関係請負人かつ個人事業者である作業従事者
- ② 貸与を受けた個人事業者である作業従事者
- ③ 貸与を受けた個人事業者の家族従事者

(4) 機械等の貸与を受けた個人事業者である作業従事者が当該機械等を操作する場合における資格又は技能の「確認」及び必要事項の「通知」の取扱い（安衛則第667条関係）

安衛則第667条は、機械等貸与者から貸与された機械等について、当該機械等を操作する者が、貸与を受けた者の使用する労働者でない場合における安全確保のため、機械等の貸与を受けた者に対し、資格又は技能の確認及び必要事項の通知を求めるものであること。

上記(3)③の機械等の貸与を受けた個人事業者である作業従事者が当該機械等を操作する場合についても、「その使用する労働者でない者」に該当するものの、貸与を受けた者と操作する者が同一人物となることから、自身が資格又は技能を有することを確認・記録することをもって、同条の確認及び通知がなされたものとみなすものであること。

4 建築物貸与者の講ずべき措置（安衛法第34条関係）

(1) 建築物貸与者が講ずべき措置の対象となる建築物の範囲の拡大について（安衛令第11条関係）

建築物貸与者が講ずべき措置の対象となる建築物の範囲について、従来は、事務所又は工場の用に供される建築物に限定されていたものの、近年の事業活動の多様化に伴い、事務所又は工場以外の用途に供される建築物

においても、建築物等の管理に起因する労働災害が発生している実態があることから、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とするものであること。

(2) 建築物に該当しないものを貸与する場合の取扱い

法第34条に規定する「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の「建築物」に該当するものであり、例えば、屋外駐車場、屋外資材置場その他の施設や工作物で、「屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類するものを含む。）」に該当しないものについては、本条にいう建築物には該当しないことから、これらの施設等を貸与する場合については、法第34条に基づく建築物貸与者としての義務は、生じないものである。

しかしながら、これらの施設であっても、作業従事者が作業を行うことにより、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働災害防止の観点から、貸与者において、当該施設の構造等や使用実態を踏まえ、労働災害防止上必要な対応を検討の上、本条に基づく措置に準じた対応を行うことが望ましいこと。

(3) 事業の用に供する建築物を「二以上の個人事業者のみに」貸与する場合の取扱い

建築物を二以上の個人事業者のみに貸与する場合には、当該建築物で行われる事業に係る労働者が当該建築物に存在しないこととなり、法第34条に基づく措置が想定する「労働災害」の発生場面が認められないことから、結果として、本条に基づく具体的な措置義務は生じないものである。

しかしながら、この場合においても、二以上の事業を行う者が併存することにより、本条が適用される場合と同様の危険性又は有害性等が生じるおそれがあることから、建築物貸与者において、必要な対応を検討し、本条に基づく措置に準じた対応を行うことが望ましいこと。

5 申告制度（安衛法第97条関係）

(1) 労働者以外の作業従事者による申告の対象となる労働安全衛生関係法令の範囲

労働者以外の作業従事者による申告の対象となる「事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるとき」とは、安衛法、安衛令、安衛則等の規定のうち、事業場において、当該申告者の作業に関係する規定に違反する事実があるときをいうこと。具体的には、次に掲げる規定に違反する事実について、申告の対象となるものである

こと。

- ① 元方事業者又は注文者が講ずべき措置に関する規定（安衛法第15条から第16条まで、第29条から第32条まで関係）
- ② 機械等貸与者又は建築物貸与者が講ずべき措置に関する規定（安衛法第33条及び第34条関係）
- ③ 事業者が講ずべき危険防止措置、安全装置、防護措置等に関する規定（安衛法第20条から第25条まで、第25条の2関係）
- ④ 災害報告に関する規定（報告を行ったことを理由とする不利益取扱いを禁止する規定を含む。）（安衛法第100条の2関係）

一方で、当該者が作業に従事する事業場とは無関係な事業場における違反の事実や、当該者の作業と直接の関係を有しない事項については、本条に基づく申告の対象とはならないものであるが、労働基準監督署等への相談や情報提供を妨げる趣旨ではないこと。

（2）不利益取扱いに該当する行為

安衛法第97条第3項に基づく「不利益な取扱い」には、契約の相手方が行う取引の停止に限られず、申告をしたこととの因果関係が認められる一切の不利益な取扱いが含まれるものであること。

例えば、次に掲げるような行為は、「不利益な取扱い」に含まれること。

- ① 申告をした個人事業者との契約について、合理的な理由なく解除若しくは更新を拒否し、又は取引条件を不利に変更すること
- ② 自らが管理する作業場所への立入りを不当に制限し、又は作業の機会を与えないこと
- ③ 作業からの排除、過度な監視、嫌がらせ、威迫的な言動、就業環境を害すること等により、事実上作業を継続することを困難にすること
- ④ 契約解除を示唆し、又は将来の取引継続に不安を与える言動を行うこと

一方で、申告とは無関係な客観的理由に基づき行われる契約条件の見直しや業務内容の変更については、不利益取扱いに該当するものではなく、当該行為が申告を理由とするものか否かについては、行為の時期、内容、経緯等を踏まえ、個別具体的に判断すべきものであること。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部
▶▶▶ FAX 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		FAX番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251



会員名簿の変更等について

令和8年5月1日

当協会発行の会員名簿(令和7年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
3	有限会社 スミ運送	【退会】
4	泉海商運株式会社 高松営業所	【変更】 会社名 泉海商運西日本株式会社 高松営業所
5	株式会社 エイチケイエス	【退会】
7	株式会社 久本酒店	【変更】 代表者 溝口 親英
9	株式会社 三友ロジスティクス 香川営業所	【変更】 会社名 三友通商株式会社 香川営業所
10	株式会社 中野建設興業	【退会】
12	宇多津運送 株式会社	【退会】
15	三急通商 株式会社 坂出営業所	【退会】

ページ	会社名他	変更内容
16	四国名鉄運送 株式会社	【 変 更 】※賛助会員 会社名 四国名鉄運輸 株式会社 中讃支店
16	湊海運 有限会社	【 変 更 】 代 表 者 前川 豊宏
16	有限会社 久保田総業	【 退 会 】
16	水島臨海通運 株式会社 四国支店	【 変 更 】 指定代表者 小塚 光則

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。